○文部科学省告示第三十二号

専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）第二条の規定に基づき、当該課程を修了した者が専門士と称することができる課程として認めた次の専修学校の専門課程について、この告示の日から同条に掲げる要件に適合しなくなったと認めたので、同規程第四条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十九年二月二十八日　　文部科学大臣　松野　博一

位　置	専　修　学　校　名	課　　程　　名
群馬県	中央情報経理専門学校高崎校	商業実務専門課程　日本語学科（２年制）
	フェリカ建築＆デザイン専門学校	工業専門課程　建築デザイン科
東京都	ホスピタリティツーリズム専門学校	商業実務専門課程　ホスピタリティサービス学科ホテル科専門士専攻
富山県	富山情報ビジネス専門学校	文化・教養専門課程　日本語学科２年課程
福岡県	専門学校久留米自動車工科大学校	工業専門課程　一級自動車工学科

○文部科学省・厚生労働省告示第一号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）及び行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第五十一号）の施行等に伴い、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成二十六年文部科学省・厚生労働省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月二十八日　　文部科学大臣　松野　博一
厚生労働大臣　塩崎　恭久

目次を次のように改める。

目次

前文
第１章　総則
　第１　目的及び基本方針
　第２　用語の定義
　第３　適用範囲
　　１　適用される研究
　　２　日本国外において実施される研究
第２章　研究者等の責務等
　第４　研究者等の基本的責務
　　１　研究対象者等への配慮
　　２　研究の倫理的妥当性及び科学的合理性の確保等
　　３　教育・研修
　第５　研究責任者の責務
　　１　研究計画書の作成及び研究者等に対する遵守徹底
　　２　研究の進捗状況の管理・監督及び有害事象等の把握・報告
　　３　研究実施後の研究対象者への対応
　第６　研究機関の長の責務
　　１　研究に対する総括的な監督
　　２　研究の実施のための体制・規程の整備等
　　３　研究の許可等
　　４　大臣への報告等
第３章　研究計画書
　第７　研究計画書に関する手続
　　１　研究計画書の作成・変更
　　２　倫理審査委員会への付議
　　３　研究機関の長による許可
　　４　研究終了後の対応
　第８　研究計画書の記載事項
　第９　研究に関する登録・公表
　　１　研究の概要及び結果の登録
　　２　研究結果の公表
第４章　倫理審査委員会
　第10　倫理審査委員会の設置等
　　１　倫理審査委員会の設置の要件
　　２　倫理審査委員会の設置者の責務
　第11　倫理審査委員会の役割・責務等
　　１　役割・責務
　　２　構成及び会議の成立要件等
　　３　迅速審査
　　４　他の研究機関が実施する研究に関する審査
第５章　インフォームド・コンセント等
　第12　インフォームド・コンセントを受ける手続等
　　１　インフォームド・コンセントを受ける手続等
　　２　研究計画書の変更
　　３　説明事項
　　４　研究対象者等に通知し、又は公開すべき事項
　　５　同意を受ける時点で特定されなかった研究への試料・情報の利用の手続
　　６　研究対象者に緊急かつ明白な生命の危機が生じている状況における研究の取扱い
　　７　インフォームド・コンセントの手続等の簡略化
　　８　同意の撤回等
　　９　海外にある者へ試料・情報を提供する場合の取扱い
　第13　代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合の手続等
　　１　代諾の要件等
　　２　インフォームド・アセントを得る場合の手続等
第６章　個人情報等及び匿名加工情報
　第14　個人情報等に係る基本的責務
　　１　個人情報等の保護
　　２　適正な取得等